

社会福祉事業団牧之原市社会福祉事業団の役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉事業団牧之原市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び評議員並びに監事をいう。

(理事会等の出席)

第3条 役員が理事会又は評議員会に出席したときには、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、牧之原市特別職の職員及び牧之原市職員の身分を有する役員等には、報酬を支給しないこととする。

(監事の報酬)

第4条 監事が事業団及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、事業団業務のため出張する場合は、別表2により旅費及び日当等を支給することができる。ただし、牧之原市特別職の職員及び牧之原市職員の身分を有する役員の日当に関しては、牧之原市職員等の旅費に関する条例（平成17年牧之原市条例第47号）に準ずるものとする。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他の実費)

第6条 事業団は、役員が業務遂行のため必要な経費を負担した場合には、実費を支給できる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より適用する。

別表1（第3条、第4条関係）

| 名 称 | 報 酬 |
|-----------|----------|
| 理事・監事出席報酬 | 10,000 円 |
| 評議員出席報酬 | 3,500 円 |

別表2（第5条関係）

| 旅費・宿泊費 | 日当 半日当 | その他 |
|--------|--------------------|-----|
| 実 費 | 7,000 円 3,500 円 | 実 費 |